

やさしいナースになるための スマイル通心

2020年 9月 第123号

～電子カルテの管理～



電子カルテ導入から一ヶ月たちましたが、皆さま電子カルテに慣れましたか？

今月は「電子カルテの管理」について取り上げてみました。

私たち医療従事者にとって、日常の業務の中でも取り扱いに注意が必要な患者さんの個人情報ですが、なかでも重要となるのが電子カルテの管理です。通常電子カルテは院内の制限されたネットワークで利用されていますが、ウイルスなどサイバー攻撃を受けると、電子カルテのシステムそのものがダウンしてしまったり、パソコンのネット回線を経て個人情報が拡散してしまう危険性もあるのです。

そこで、過去に実際に起きた電子カルテやITシステムの不正使用でおきた情報流出問題の事例の一部をご紹介します。

事例1

A市民病院に勤務するスタッフの子供が入院した際に関係者ら合計24名による興味本位の不正閲覧が発生。
電子カルテを不正閲覧していなければ知り得ない情報が、上司から子供の母親へ伝えられたため発覚し提訴へと至った。

事例2

B感染症指定医療機関から新型コロナウイルスに感染した患者の情報が不正に流出。
流出に関わった職員は電子カルテの印刷物を私物のスマートフォンで撮影し、2名の他の職員に画像を送り、画像を受け取った職員は別の職員に送信した。

事例3

C大学病院にて電子カルテ上の患者データを目視し入力したファイルを私用のUSBメモリに保存し、研究会の際に使用したが、USBメモリを粉出した。
同院では、電子カルテ上から個人情報ダウンロードする場合も、同院が貸与するパスワード機能付きの認証型USBメモリのみ使用できるシステム上の制限がかかっていたが、個人所有のUSBメモリに保存し院外に持ち出した。

個人情報の漏えいは裁判による賠償につながるだけでなく、病院の信用が失われ、存続が危うくなることも考えられます。私たち医療従事者一人ひとりが、電子カルテなどのITシステムやそれ以外のものから得る個人情報について、いかに慎重に取り扱うかとても重要になります。
正しい知識を身につけ、ルールをしっかり守り、正しく電子カルテの管理を行っていきましょう。





スマイル通心

2020年 9月 第123号



今月のテーマは、「電子カルテの管理」についてでしたが、いかがだったでしょうか？



当院も8月から電子カルテを導入し、改めて「個人情報保護」について考える機会が増えました。電子カルテに変更し、それぞれ職種により操作や閲覧できる権限が多少異なりますが、いつでもどこでも閲覧することが可能となり、とても有用な反面、**個人情報**がどこでも閲覧できるという事になります。

仕事に関係ない事柄については、まず閲覧することは一般常識的に行わないのですが、**前文でもあったように、いけない事だと解っていてもすぐに情報が見ることができる状況**であることで、興味本位で閲覧してしまうことも考えられます。

紙カルテでも情報を入手することは可能ですが、やはり仕事に関係のない職員が患者のカルテを見ることは難しく、**そうゆう点では電子カルテの方が簡単に患者情報を入手できるため、より一層、職員一人ひとり「個人情報保護」を厳守するよう肝に銘じる必要性がある**と思います。

自分自身に置き換え自分のカルテの内容が、**関係のない職員から見られているかもしれない**と思うととても不安に感じるのではないのでしょうか？

改めて医療に携わる者として、**患者情報の保護をより意識し、業務を遂行していき**たいと思います。



看護部長 渡辺 千代子